

村山市監査委員公告 第 11 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 5 年 9 月 12 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監 査 の 対 象 楯岡小学校、西郷小学校、大久保小学校、楯岡中学校
2. 監 査 の 期 間 令和 5 年 8 月 17 日から令和 5 年 9 月 12 日まで
3. 監 査 の 範 囲 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監 査 の 方 法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監 査 の 着 眼 点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監 査 の 結 果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

## (別添) 監査の結果

### 【指摘事項】 文書を適切に保管すべきこと

保存期間の定めにより保管すべき文書を破棄していた事例が把握された。

件名：教育施設使用許可申請書及び教育施設使用料減免申請書

(楯岡中学校)

### 【注意事項】 理科薬品の保管管理について

学校の毒物及び劇物の適正な管理については「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」(平成12年1月11日付 文初高第501号)等により保管管理すべきところ、理科薬品の管理記録について不備が認められた。

(楯岡小学校、大久保小学校、楯岡中学校)

### 【注意事項】 教育施設の使用及び前回指摘事項等への対応状況について

前回監査結果の注意事項であった、教育施設使用許可申請書及び同使用料減免申請書における書類の不備等の措置状況が改善されていない事例が見受けられた。

(楯岡小学校、大久保小学校)

### 【注意事項】 備品の管理について

備品台帳に登載されているが所在不明となっている物品が確認されたまま数年にわたり、村山市財務規則第111条で規定する会計管理者への保管状況の報告等が適正になされておらず、市の公有財産である備品の在庫管理が適切でない状態であったことが認められた。

(大久保小学校)